

常陸太田市地域子ども活動促進事業

◇目的

地域において子どもが参画する社会活動について、子ども会、町会または任意団体が行う事業に対し補助金を交付することで、子どもの健全育成と地域の活性化を図ります。

◇対象活動・事業

子ども会等が行う、下記記載の子どもの健全育成に関わる活動を年間3回以上実施した団体に対し補助金を交付します。なお、1回の活動は半日以上を目安とし、団体自らが実施するものに限ります。

- 地域の廃品回収
- 環境学習活動（研修会、環境学習（教室）への参加等）
- 地域清掃活動
- 緑化植花活動 など

※祭りやレクリエーションのための準備や片付け、集会所の清掃、学校で行う除草作業・廃品回収などは対象となりませんのでご注意ください。

◇対象団体

〈子ども会〉



〈地域の子どもとともに実践する町会等の団体〉



※子ども会がない場合等

◇補助金額 ※別に市の補助を受けている活動・事業は対象外となります。
50,000 円/年間（年間3回以上の活動実績を確認した上でお支払いいたします。）

◇活動実施期間

申請年度の4月1日～3月31日

◇申請の流れ

① 実施団体の登録書・補助金交付申請の提出

活動の開始前までに実施団体登録届（様式第1号）、補助金交付申請書（様式第2号）、事業計画書（様式第3号）を提出してください。

② 交付・不交付の決定通知

申請書類から、活動が事業の目的に沿っているか、対象活動が3回以上実施予定かなどを確認し、補助金の交付・不交付をお知らせします。

③ 事業の実施

団体で計画した事業を実施してください。

④ 実績報告書等の提出

実績報告書（様式第5号）に、子どもたちの活動の様子が分かる写真（1回の活動につき作業風景3枚以上）を添えて、補助金請求書と一緒に提出してください。

※実績報告の内容が補助対象条件に満たない場合（対象活動が3回以上行われなかった等）は、交付決定を取り消させていただく場合がございます。

⑤ 補助金の交付

実績報告書等の提出から、2週間～1か月程度で指定の口座へ補助金を振り込みますので入金の確認をお願いします。

◇ 手続きに係る補足・注意点

1. 団体登録について

- ・ 同じ地域（同じ町内の子ども会と町会など）で、子どもたちの活動が重複する場合は子ども会が代表して申請を行ってください。子ども会がない場合は、地域の子どもの活動を支援する団体（町会や任意団体等）が申請を行ってください。
- ・ 子どもの人数は、満12歳までの子どもの人数を記載してください。

2. 対象となる活動について

- ・ 団体自らが実施する社会活動が対象となります。学校で行う除草作業への参加、イベントのための準備や片づけ、集会所のみの清掃は対象外となります。ご注意ください。
- ・ 1回の活動は、半日以上を目安に行ってください。半日に満たない場合は、活動範囲を広げる、他の対象事業と組み合わせるなど適宜調整をお願いします。
- ・ 研修会や学習（教室）は、専門家や資格のある方が講師のものが対象となります。
※申請の際には、研修等の内容が分かるもの（プログラムやチラシなど）の添付をお願いします。

3. 「実績報告書兼請求書」「補助金請求書」の提出について

- ・ 活動ごとに3枚以上の写真（作業風景や集合写真など）を日付が分かるようにし、提出してください。
- ・ 請求日は記入せず、空欄で提出してください。支払時に記入します。
- ・ 請求者は、団体登録時と同じ住所・団体名・代表者名を記載してください。
- ・ 補助金の支払いは、原則口座振込となります。団体名義の口座の記入をお願いします。

～申請・お問い合わせ先～

常陸太田市 市民協働推進課市民協働推進係

〒313-8611 常陸太田市金井町 3690

☎0294 - 72 - 3111（内線 218）

※市のホームページ左下「市民活動ネット」から、各書類をダウンロードできます。